

## 国勢調査令及び国勢調査施行規則等の一部改正の概要

### 1 趣旨

平成17年国勢調査において、国民の個人情報保護意識の変化、調査への理解及び協力意識の低下、不在世帯や接触が困難な世帯の増加など、調査実施上の課題が顕在化したところ。

平成22年国勢調査を円滑かつ正確に実施するため、統計委員会の答申を踏まえ、調査事項、調査方法等を見直し、これに伴う所要の改正を行うもの。

### 2 国勢調査令（昭和55年政令第98号）

#### (1) 調査事項の削除（第5条）

##### ○ 「就業時間」の削除

「就業時間」は、雇われている人の雇用形態を間接的に把握するためのものであったところ、平成22年国勢調査においては、「雇われている人」の区分を「常雇」及び「臨時雇」から「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」に変更し、雇用形態を直接把握することに伴い、その把握の必要性が低下することから、調査事項から削除する。

##### ○ 「家計の収入の種類」の削除

「家計の収入の種類」は、世帯における記入への忌避感が強い項目であるところ、利用状況が相対的に低下していることなどから、調査事項から削除する。

#### (2) 調査方法の変更

##### ① 直接市町村長に調査票を提出する方法の導入（第9条、第10条、第12条）

調査票の円滑な提出を図るため、従来の調査員等に調査票を提出する方法に加え、調査員等を介さずに世帯が直接市町村長に調査票を提出する方法を実施する。

##### ② 市町村長による立入り及び質問の導入（第13条）

住民基本台帳等の行政情報の活用等によっても調査票の記入内容を十分に補完できない場合に、調査結果の精度を確保するため、関係者に対する市町村長による立入り及び質問を行う。

### 3 国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

#### (1) 調査票の様式の改正（別記様式第1号）

調査事項の削除等に伴い、所要の改正を行う。

#### (2) 国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式の改正（別記様式第2号及び第3号）

国勢調査員等の身分証明機能を強化する観点から、顔写真を貼付する等の改正

を行う。

(3) 調査を行う期間等の改正（第4条、第5条及び第6条）

調査方法の変更に伴い、「調査を行う期間」（第4条）、「未調査等の場合の届出の期限」（第5条）及び「未調査の場合の調査を行う期限」（第6条）を延伸する。

**4 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の改正**

平成22年国勢調査において、オンライン回答方式（一部地域）を導入することに伴う所要の改正を行う。

**5 予定**

閣 議（政 令） 平成22年3月26日

公布・施行（政省令） 平成22年4月1日